

令和7年第1回東京都北区教育委員会定例会

会 議 月 日	令和7年1月8日（水）午後1時30分		
開 催 場 所	北区教育委員会室		
出 席 委 員	教 育 長 福 田 晴 一	委 員 本 間 正 江	
	委 員 宮 川 淳 子	委 員 川 染	誉 太
	委 員 長 谷 川 勝 久	委 員 名 島 啓 太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	1 号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	承認
2	2 号	東京都北区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	承認
3	3 号	東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	1 号	東京都北区奨学資金貸付条例の廃止について	了承
5	2 号	後援・共催事業について	了承

令和7年第1回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和7年1月8日（水） 13:30

福田教育長

それでは、これより令和7年第1回北区教育委員会定例会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局から新年の挨拶が軽くありますので、簡単に。

まずは、ここで初めての人もいますので、明けましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

午前中に校園長会があつてそこでも話したんですけど、自分事になりますが12月7日に就任してちょうど1か月と1日が経つんですけども、本当に事務局またこちらの教育委員の先生方のご支援で、まだまだスケジュールをこなすだけなんですけど、少しずつ北区の強み、醍醐味、すてきさ、熱量を感じておりまして、これからがまさに自分の今までの知見を生かすときかなと思っていますので、どうぞ1年間よろしくお願いいたします。

では初めに、日程第1、第1号議案「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を行います。

学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長

教育長

福田教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、第1号議案「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」、ご説明申し上げます。

第1号議案書、1ページをご覧ください。説明欄でございます。

区長から委任を受けている事務につきまして、当該委任を解除する旨の地方自治法に基づく協議がありましたため、本案を提出するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条2号では、幼保連携型の認定こども園は区長の権限の事務とされておりますが、北区では東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条により、教育委員会に委任され、教育委員会の事務として実施してきたところです。

今般、令和6年第3回定例会におきまして、認定こども園条例が改正され、令和7年度より区立認定こども園が幼保連携型から幼稚園型に移行することを受けまして、区長から委任されていた事務の解除をするため、地方自治法に基づく協議が別紙2ページのとおり、ありました。

本案はこの区長からの協議に対して異議がない旨、回答することについてお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

福田教育長	ありがとうございました。本件について、質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	それでは、特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
福田教育長	ありがとうございます。ご異議ないと認め、第1号議案については原案どおり承認することと決定いたします。 続いて、日程第2から日程第3については関連する内容でございますので、一括して議題に供します。 学校支援課長から説明をお願いいたします。
学校支援課長	教育長
福田教育長	学校支援課長
学校支援課長	それでは、第2号議案「東京都北区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則」及び、第3号議案「東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の2議案につきまして、一括して説明申し上げます。 初めに、第2号議案についてです。議案書5ページ、説明欄をご覧ください。 区立認定こども園の利用定員を定めるとともに、入園の手続に関する規定を整備するため、この規則案を提出するものでございます。 令和6年第3回定例会において、認定こども園条例が改正され、さくらだこども園が幼稚園型に移行するとともに、同じく幼稚園型のうめのきななかよしこども園が新設されました。これに伴い、当該園について利用定員を今回の改正規則において定めるものです。 また、令和7年度より北区立幼稚園が全て休園となります。これまで北区立幼稚園条例施行規則を準用する形で入園手続等定めておりましたが、区立幼稚園の休園を受けて、認定こども園規則に入園手続等を明示するものです。基本的な手続の方法等に変更はございません。 それでは議案書6ページ、東京都北区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。 第2条でございます。令和7年度よりさくらだこども園が幼稚園型の認定こども園に移行することにより、3歳児の受入れがなくなることから、その分の利用定員を引き下げるため、改正するものでございます。

また、新たにうめのきなかよしこども園が新設したため、当該園の利用定員を新たに80人と定めるものでございます。さらに、条例改正に合わせた文言の整理も行っております。

続いて、第3条第2号でございます。さくらだこども園が幼稚園型の認定こども園に移行することにより、入園年齢を満4歳以上と定めるものでございます。

続いて、第4条でございます。こちらの改正は条例の用語とひもづけて、規定整備するものです。

続いて、第5条でございます。教育認定子どもの入園手続については、区立幼稚園の例により行っていたところ、幼稚園での入園手続がなくなることから本件規則に改めて入園手続等について規定するものです。内容は変わりません。

続いて8ページ、第5条の2でございます。

本条は満3歳以上、保育認定子どもの入園手続を定めるもので、先ほどの第5条新設に伴う条ずれによる規定整備でございます。この満3歳以上、保育認定子どもは従前どおり、保育所条例の例により入園の手続を行うものとしております。

続いて、第6条でございます。こちらの改正は定義規定に係る文言の整理でございます。

続いて、第10条でございます。こちらは第5条新設に伴う申請様式の番号のずれに関する規定整備でございます。

続いて9ページ、別記様式でございます。

新設の第5条により定められました入園申込書の様式を定めるとともに、旧別記第1号様式の番号ずれの規定整理を行うものです。

第2号議案、最後となります。次に付則です。議案書5ページにお戻りください。

規則の改正は令和7年4月1日から施行します。ただし、入園手続、その他認定こども園の利用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができるものとしております。また、既存の申請書などについても所要の訂正を加えれば、そのまま使えるものとする経過措置を設けております。

第2号議案については以上となります。

恐れ入ります。続けて、第3号議案「東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、説明申し上げます。

第3号議案書、1ページ、説明欄をご覧ください。

令和7年度より、区立認定こども園が幼保連携型から幼稚園型に移行することに伴い、所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

それでは議案書2ページ、新旧対照表をご覧ください。

第6条でございます。配置する職員を保育教諭から幼稚園教諭に改めるものです。

続いて、第11条及び第14条でございます。教育課程及び教材の選定について、文部科学省が発している幼稚園教育要領に準拠するものと改めるものでございます。

最後となります。次に付則です。議案書の1ページにお戻りください。

本規則の施行期日です。本規則は令和7年4月1日から施行いたします。

以上、認定こども園に係る二つの規則改正についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

福田教育長 ありがとうございます。では、本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

福田教育長 本間委員

本間委員 本件への直接ではありませんし、異議もないのですが、なかなかお伝えする機会がないので、この場をお借りしてということで。

この3歳児をめぐることで、こども園のほうに統合されていくような形については、これまでの経緯も踏まえて十分承知しているところです。ただ、本日の新年校園長会で園長代表の先生からお話がありましたように、これまでのこども園、幼稚園として、むしろ北区立の幼稚園として培ってきた指導の在り方、これは大変すばらしいものがあるというふうに思っています。ここから今後離れて、私立などに移動した場合でも、そちらでも十分な園の指導を受けられるということは思っておりますけれども、場合によってはそこの中にある程度、指導の内容に格差があるというようなことも耳にしておりますので、今後これまでの北区の幼稚園で培われてきたすばらしい指導の在り方が何らかの形で継承されていくように、公立幼稚園だけではなく、私立のほうにも普遍していくような方策が具体的に必要であるというふうに思っています。

それは先生方のことを救うというよりも、何よりも北区の子どもたちにとって大切なことであるというふうに思いますので、この場をお借りしてお話しさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育振興部長 教育長

福田教育長 教育振興部長

教育振興部長 ご意見、ありがとうございます。

北区では大分前から保幼小連携ですとか、きらきら0年生をやらせていただいていたと思います。そこで、これまで北区が培ってきた幼児教育については、その幼稚園の枠組みだけではなく、例えばその保育園のほうと連携をしながら、本来的には保育活動をする中でも、幼児教育のアプローチであったりとか、その考え方、カリキュラムの立て方というのは公立の保育園ですとか、あるいは私立の保育園には他自治体よりもかなり定着はしたというふうにまず考えているのが1点です。ここについては、大事に引継ぎも今なされていますし、今後も継続して取組が行われることと考えています。

私立の幼稚園との連携については、今委員のほうからお話がありましたとおり、それぞれ私立側の運営の考え方というのも過分にありますので、どこまで関係することができるかというのはありますけれども、ただ、今回区長部局と教育部門に子ども関係が分

かれましたけれども、例えば私立幼稚園協会との意見交換会みたいなものにつきましては、教育委員会としても引き続き、そこに参画させていただいて、意見交換はさせていただいています。具体的な個々のアプローチは、どういうことができるかはまた別に置いておいても、北区の公立が培ってきた公教育としての幼児教育を後世に引き継いでいく、ブラッシュアップしていくというところについては引き続き当然取り組んでいくものと、このように部長としては考えています。

以上です。

福田教育長

ありがとうございます。
ほかにご質疑、ご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

福田教育長

それでは特に反対意見等はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

福田教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、第2号議案から第3号議案までについては原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第4、報告第1号「東京都北区奨学資金貸付条例の廃止について」です。

教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課
長

教育長

福田教育長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは報告第1号でございます。1枚、おめくりをお願いいたします。

現行の高校あるいは高等専門学校等で就学をする、家庭の経済状況等により、その就学が困難な方に対する貸付けの資金、貸付制度でございますけれども、これを廃止するというものでございます。

理由はお示しのとおりでございます。国や都、あるいは育英資金貸付制度が充実をしているというところで、2にお示しのとおりでございます。

平成27年からお示ししてございます。当時12名ございました。右側、ご覧いただきますと、令和2年、3年、あるいは令和5年、6年、0が続いているといったような状況でございます。

そうしたことを踏まえまして、4番お示しのとおり、来る4月1日をもちまして、廃止をするというものでございます。

なお、3番のところでございます。債権回収の強化というところでございますけれど

も、今、収納未済額はお示しのとおり2,400万円ほどございます。これは5年度末の時点というところでございますけれども、実は平成29年度から債権回収、取組を強化してまいりました。当時、この2,400万円の部分が6,000万ほどありました。何をその後してまいったかと申しますと、弁護士による回収委託、これは65件ほど、あるいは訴訟も11件提起しているというところでございます。

庁内の私債権のいろんな回収の状況、様々あるんですけれども、この教育委員会の奨学資金の貸付け、こういった取組、一番進んでいるというふうに自負しているところでございますけれども、一方でこの2,400万、これを何とかしたいというところで、来年度、今まで弁護士の回収委託も収納推進課にお願いして、年間10件程度をお願いするといったような数でございました。これは全体の区の予算の関係もでございます。これについて予算を取りまして、一気に回収をしたいというふうに考えてございまして、予算計上もお願いしているというところでございます。

2,400万、これをできる限り短期間で回収をしてまいりたいという取組をしてまいります。といったような状況でございます。

説明は以上でございます。

福田教育長

ありがとうございました。では、本件について、質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

では、特にないようですので、ここで本件に関する報告を終了いたします。
それでは続いて、次に日程第5、報告第2号「後援・共催事業について」です。
教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課
長

教育長

福田教育長

教育政策課長

教育政策課
長

報告第2号を1枚おめくりお願いいたします。

1ページでございます。

昨年の10月から12月までの報告でございます。

もう1枚、恐れ入ります。おめくりをいただきますと、A4で横で2枚、長辺とじでつなげてお示しをしております。10月から12月分、令和6年でございます。お示しのとおり20件、承認をしたというものでございます。

内容のほうは触れませんが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

福田教育長

ありがとうございました。では、本件についての質疑、ご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

福田教育長

では、質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告を終了いたします。

以上で本日の日程、全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。